

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）					
地区名	一般国道 301号					
事業箇所	豊田市 ^{おおうちちょう} 大内町					
事業のあらまし	<p>国道301号は、豊田市街と奥三河地域を結ぶ愛知県の東西交通軸を形成し、奥三河の地域振興、経済活性化に資するとともに、第二次緊急輸送道路として奥三河の生命線となっている路線である。</p> <p>当該箇所は見通しの悪いカーブが存在し、近隣住民から一般交通の安全確保が望まれており、この路線の沿線に予定された自動車関連研究開発施設が建設されると、交通量の増加が見込まれたことから、本事業は、視距改良を行うことにより、交通事故の削減を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①交通事故の削減</p> <p>【副次目標】</p> <p>-</p>					
事業費	事業費		内訳			
	1.2億円		■工事費 0.9億円、■用補費 0.2億円、■その他 0.1億円			
事業期間	採択年度	2012年度	着工年度	2012年度	完成年度	2015年度
事業内容	視距改良工事 4箇所					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>視距の確保を行い、自動車交通の安全確保を図った。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>視距の改良により、安全な通行環境が確保された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>-</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>-</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					